

議 長 受付番号第9号 唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは質問をさせていただきます。受付番号第9号、質問議員、第1番唐澤一代。件名、災害時に発生する災害ごみの対策について。

東日本大震災では、推計約3,100万トン、阪神大震災では約1,500万トン、昨年夏の西日本豪雨では約190万トンもの災害ごみが発生し、災害ごみの発生量は数百万トンに上ると見られ、リサイクルや埋め立てによる処理終了までに2年以上かかるということが環境省の調べでわかっています。

(1) 松田町においても災害ごみについて対策を考えていますでしょうか。

(2) 再資源化できるものもあるので、ふだんから町民レベルでやれることを啓発していけないか。

以上です。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えをいたします。

災害ごみは、一般的には災害廃棄物というふうになりますが、とは地震・水害などの災害により発生した廃棄物を指します。例えば、記憶に新しい本年10月12日に発生いたしました台風19号では、土佐原地区で土砂崩れが発生し、住家半壊等の被害を受けた場所から約5トンの災害廃棄物が発生いたしました。災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、町がその主体となって処理を行います。大規模な災害が発生した場合、町は主体となり速やかに災害廃棄物の発生量の推計、撤去、運搬、仮置き場の管理運営、災害廃棄物の処理、最終処分、再資源化などの計画を県と調整の上定める必要があります。その際、県はこのような災害廃棄物処理対策に係る技術的支援や、情報提供を行うとともに、ほかの自治体とともに連携して広域的な支援整備体制を整備するとされております。

また、平成26年に災害時における一般廃棄物の収集に係る協定を、広域一般廃棄物事業協同組合と協力協定を締結しておりますので、当該団体は、当町または県からの要請に応じて速やかに支援を行っていただくこととなっております。ただし、町の被害状況や、災害廃棄物の発生量、職員の被災状況等から町による処理が非常に困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理に係る事務を県に委託することで、県が町にかかわって処理を行

うことともなっております。

災害廃棄物処理の基本的な流れでございますが、被災場所の家屋や道路から搬出される災害廃棄物の多くは、可燃物・不燃物のほか、木質廃材、コンクリートの塊、金属類、土砂等さまざまな種類の廃棄物が混合した状態で発生をいたします。これを仮置き場に運搬し選別を行い、各種廃棄物の最終的な受け入れ先の基準に合うよう、破碎・選別等の中間処理を行います。この仮置き場については、原則として町が確保するものとされておりますが、当町では明確に選定しておりませんので、今回の対応につきましては、町有地を仮に使用いたしましたところでございます。仮置き場として利用すると、現況復旧が難しいなどの課題があることから、ほかの自治体でもなかなか選定が進まない状況でもあります。県では、市町村からの要請に応じて、県有地を仮置き場候補地として調整するとしておりますが、当町内には大規模災害による災害ごみの受け入れ場所の確保が難しいので、広域的に調整するよう指示してるところでもございます。災害廃棄物の最終処分先につきましては、原則、足柄東部清掃組合が管理している処理施設内で処理を実施するとされておりますが、さきに述べましたとおり、大規模災害発生時には、県と連携しながら状況に応じて広域的な支援要請を行い、速やかに処理を実施することとしております。

続きまして、2つ目の御質問にお答えさせていただきます。災害廃棄物は、種別に応じて破碎選別や焼却等の処理を行い最終処分を行います。可能な限り再資源化を行い、最終処分量を削減する必要があります。例といたしましては、廃タイヤは再生ゴム原料に、コンクリートからは公共事業等の資材などに使われ、金属くずは有価物として売却することが可能でございます。

これまでの啓発活動につきましては、平成27年にクールチョイス宣言を行い、CO₂削減を推進しているところでもございますが、災害廃棄物の再資源化の必要性や処理の流れにつきましても、町民の皆様方に御理解いただくとともに、災害の影響を受ける前から不要だった生活一般廃棄物や外部などから持ち込まれる廃棄物、いわゆる便乗ごみと言われるものが復興時の問題となることも多いことから、こうした行為の禁止や、平時から分別・リサイクル等を含め、資源化によるCO₂削減など、環境意識の向上について、さまざまなイベントを

通じて引き続き啓発を行ってまいります。

災害は一瞬のうちに膨大な廃棄物を発生させます。被災された方々の心境として、一日でも早く生活基盤の復旧・復興と生活環境の改善に資するため、このような災害廃棄物を迅速に処理をしたいというお気持ちも十分承知しておりますが、処理に当たっては地球環境に必要な以上の負荷がかからないよう、災害時の処理についても分別・リサイクルなど基本的な方針や処理方法を町民の皆様方に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 幾つか再質問させていただきます。丁寧な御回答ありがとうございました。想定されている災害として、豪雨などによる土砂災害や洪水災害、地震や富士山噴火による災害などがあると思いますが、そのような災害が起きたときに発生する災害ごみの想定量はどのように予測されていますでしょうか。お願いします。

環境上下水道課長 まず、神奈川県でございます。神奈川県の中でですね、地震想定被害状況調査報告の中で想定される地震についてのもので、県内で発生するごみの廃棄物の重量がですね、公表されてますので、それについてお話ししたいと思います。まず、都心部・都心南部直下型地震につきますが、これについては2,145万トン、神奈川県西部地震については154万トン、南海トラフ巨大地震については183万トン、大正型関東地震については9,450万トンというふうなことでですね、報告がされてるところでございます。以上です。

参事兼総務課長 ちょっと補足させていただきたいと思います。今、環境上下水道課長が申しましたのは、神奈川県全体の中でですね、災害が起こった場合のもので、地震のそれぞれの地震別の災害ごみが発生する量を神奈川県が出している、想定している量でございます。

あともう一つですね、追加させていただいて、富士山の噴火による災害ごみということですが、これはなかなか想定しづらい部分はあるんですが、県のほうにですね、確認をいたしましたところですね、富士山の噴火によって、要は灰の堆積が考えられるわけですが、神奈川県ではですね、この辺あたり一帯、足柄平野一帯ですね、約30センチ積もるであろうという想定をされ

ているというのは承知してございます。以上です。

議 長 唐澤君に申し上げます。声をもう少し大きくお願いします。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。松田町においての想定量をお願いいたします。

環境上下水道課長 現在のところ、試算は行っておりません。以上です。

1 番 唐 澤 それでは、後日お示しをお願いいたします。

もう一つ再質問させていただきます。各災害によって発生した災害ごみの仮置き場の指定において、先ほど足柄東部ということとかも出ていたんですけれども、どこの場所が有力候補というか、指定されていますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

環境上下水道課長 今回の唐澤議員の御質問は、いわゆる仮置き場が、今、具体的にどちらかに選定されてるというふうな御質問でよろしいということでしょうか。町長答弁にもございましたとおり、現在、松田町ではですね、仮置き場の選定はまだしてございません。と申しますのは、やはり仮置き場につきましては、それなりの相当の面積を有するというふうなところもございますし、仮置き場につきましては、いわゆる多種多様なですね、いわばアスベストも含んだ有害ごみもですね、当然、運ばれてくる可能性もあるというふうなことでございますので、大規模かつそうした、いわゆる有害物に対してもですね、当然、影響を与えないような適地をですね、当然、探してこなければいけないというふうな課題もございます。

それと、もう一つは、なかなか松田の地形的な問題とですね、仮置き場を発生させるような大規模災害というふうなことになりますと、なかなか1町だけでですね、仮置き場を設けたとしても、なかなかそれはまた効率的でもなく、非常に難しい運営が求められるということも考えられますので、先ほどの答弁にもございましたとおり、今後、当町の仮置き場の選定に関してはですね、大規模災害を想定してですね、より広域的なですね、ところも視野に入れてですね、選定をしていきたいというふうに考えております。ですので、今のところ仮置き場については選定はしてございません。以上です。

参事兼総務課長 防災上の観点から申し上げますと、現在、町の地域防災計画を策定してございます。これによりますと、町の災害廃棄物等処理計画というのを定めなけれ

ばならないことになってございます。今現在、町ではこの計画がございませんので、今、環境上下水道課長が申し上げました、要は災害ごみの発生、それから仮置き場を含め、それから処分の仕方、そういうのを含めてですね、今言った計画を作成してまいりたいというふうに考えてございます。今回の台風19号で、先ほど町長答弁ございましたように、宇津茂の地区と、それと虫沢の地区に仮置き場を設けたわけでございますが、こういうの、要は仮置き場とすべき広いスペースというのが、なかなか松田の中にはないという現状がございます。それと、あとこのような大きな災害になりますと、広域的に災害が発生しますので、近隣の市町の中ではですね、やはり同じような状況に陥る可能性もありますので、さらに広い、広域的な、要はそういった計画の中に位置づけていかなければならないかなというふうなことも考えてございますので、この辺は、近隣の市町も含めながら、また関係各課との調整も図りながらですね、この先ほど申しました町災害廃棄物等処理計画を今後、作成してまいりたいというふうに考えてございます。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。それでは、3つ目の質問をさせていただきます。発生した災害ごみは指定されている場所におさまりますでしょうか。おさまらない場合の対応策は、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

参事兼総務課長 御質問にお答えさせていただきます。先ほども少し申し上げましたけれども、なかなか松田町内の中で広い仮置き場とするような場所がございませんので、やはりこういった災害が起きますと、先ほど申しましたように、広域的な災害になるということを考えますと、もう少し広い範囲の中で、要は仮置き場を指定していかなきゃいけないというふうに考えてございます。今、単純に考えますと、町として所有している広い土地でいけば、要は学校関係のグラウンドというようなところもありますし、公園関係、それとですね、あとは寄の町有地になります一番地というようなところがありますけれども、やはりそういったところですね、今後の要は計画がございまして、そういったところは指定できないだろうなというふうに考えてございます。そういうふうな意味も含めまして、先ほど申しましたとおり、災害廃棄物の処理計画の中で広域的に他市町

村と連携しながら、また関係各課と調整しながら計画の中で位置づけをさせていただきたいということで、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

町 長 先ほど中野議員のほうからもありましたように、九州北部豪雨のときには、現状をちょっと直接目で見たいということで、視察も兼ねて行ってきました。そのときに、やっぱり一番初めに感じたのは、発生して翌々日ぐらいだったんですけどもね、たまたま私が行ったときの防災の担当、武雄市の防災の担当の方が私の小・中の先輩だったので気軽に話をしたんですけども、見てたんですけど、やっぱり災害ごみをどうするのといったときに、災害ごみが今から処理がどうしようということの中でということで、今、小松市長とも話をしておったときに、やっぱり学校はなるべく避けたいということでありました。かといって、あそこも統合したりとかしながら、グラウンドが遊んでるところがあるといいましようかね、あいたところがあるからということだったので、その辺のことはまざまざと見てきました。

そこで、ちょっときょう言いたかったのはですね、例えば、どうしようかな、山田のグラウンドって大体大きさ皆さんわかりますかね。みやまのグラウンドにしましようか。みやまのグラウンドはですね、武雄の規模でいって浸水したことを考えたら、あれ1日で埋まります。あの規模で1日です。あっという間に。最終的に武雄市内のところで7カ所ぐらい場所をやっても、それでもというふうな状態。そのときには、先ほどちょっと述べましたように、便乗ごみも一緒に出てくるわけですね。そうすると、想定以上のものが出てくるといったこともあります。ですから、先ほど来、県の数字、これを町に数字に置きかえたりしなきゃいけない作業が先ほど計画の中で出てくるかと思えますけども、やはり発災時の対応と、発災後の町民生活の基盤の安定ということに関しましては、この災害ごみについては、非常に私は戻ってきてその話を庁内でしたときに、計画がないと。広域でそんな話もしたことないというような危機感のなさが感じられたところでありますので、現在、そういったことに対してですね、対応するように、今、動いてるところなので、非常に町民の方々にはこういった苦しい答弁しかできませんけども、早急にその辺は調整をさせていただいて、

起きたときに慌てないで済むようには対応したいというふうに考えております。
以上です。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございました。日ごろから、さまざまな災害の際には常に職員の皆様が私たち町民が安全・安心に過ごせるように対応していただいていることに、本当に感謝しています。ありがとうございます。これから地球温暖化による自然災害がふえることが予測されて、その際に出る災害ごみの対応は、発災後落ち着いた中での対応となると思いますが、必ず対応しなくてはならない課題と思いますので、今後ともしっかりとした対応をお願いいたしまして、私からの質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第9号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。休憩中に委員活動を開催いたしますので、10時10分までに大会議室にお集まりください。10時10分です。午後は1時から大会議室で議会全員協議会を開催し、町長からの協議案件などを協議します。本会議は午後3時より再開いたします。以上です。 (9時50分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (15時00分)

町側より一般質問の回答について説明があります。

町 長 すいません。ちょっと貴重なお時間を拝借して、先日の井上議員の一般質問に対する回答の中で、一部誤った説明をさせていただいておりましたので、訂正をし、おわびを申し上げたいというふうに思います。

内容はと申しますと、2点目に御質問をいただきました広域的な災害が起きた場合の対応について、上水道の広域的な接続に関しましては、大井町と山北町さんと上水道の接続がされているというふうに回答させていただいておりましたが、計画だけでとまっているのがですね、山北町さんとは計画だけでとまっちゃってしまして、大井町さんとはつながってますけど、山北町さんとはつながってないと。すいません、そういうことでございました。今後につきましては、広域的な観点から、きのう御指導いただいたようにですね、山北町さんがあったときには、また松田があったときにはということで、今、現在も相互関係やっておりますけども、相互に対応できるようにですね、改めて調整してまいりますので、大変申しわけございませんでしたが、そのように訂正をさせ

ていただきます。よろしくお願ひします。